平成２２年（フ）第５７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1016番地131
破産者　上原　益藏
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７１号
三重県伊賀市上野桑町1671番地
破産者　喜多　陽三
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２２号
三重県名張市百合が丘西３番町１番地、前住所三重県名張市赤目町檀445番地
破産者　吉田　人司
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第８６５２号
大阪府高槻市南平台５丁目49番１号
破産者　伊藤　修三
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４９号
大阪府摂津市正雀本町１丁目31番14―503号
破産者　原　　功
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３４号
大阪府豊中市豊南町西３―９―５パールレジデンス２　203号喜多真二郎方、開始決定時の住所大阪府豊中市豊南町西３丁目10番４号
破産者　喜多廣子こと　喜多　広子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３５号
大阪府豊中市豊南町西３―９―５パールレジデンス２　203号喜多真二郎方、開始決定時の住所大阪府豊中市豊南町西３丁目10番４号
破産者　喜多　年春
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１８号
大阪市淀川区宮原５丁目７番12―205号
破産者　林　　廣行
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６３号
大阪府吹田市江坂町５丁目６番１号、申立時の住所大阪府吹田市江坂町５丁目12番７号
破産者　藤井　康裕
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４９７号
大阪府豊中市刀根山４丁目２番20号
破産者　奥谷　國治
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３１号
大阪市生野区中川西１丁目12番23号、前住所大阪市生野区中川５丁目６番10号
破産者　岡島　伸人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２号
大阪府東大阪市若江本町１丁目２番38号
破産者　藤田　正司
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２号
大阪市東成区中本５丁目13―８　トレス・アコルデ1004号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市西岩田４丁目３番55号
破産者　中川　富夫
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６４号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番４―202号
破産者　今村　博夫
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４２号
大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―1303号
破産者　中村　智子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１３号
大阪市生野区巽中１丁目４番26号　ヴェルクイン北巽302号
破産者　野沢勝燦こと　李　　勝燦
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８３号
大阪市鶴見区放出東２丁目20番３号、開始決定時の住所大阪市鶴見区安田４丁目８番28号
破産者　山田　　聡
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８４号
大阪市鶴見区放出東２丁目20番３号、開始決定時の住所大阪市鶴見区安田４丁目８番28号
破産者　山田　直美
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―1207号、前住所兵庫県西宮市今津巽町７番４―106号
破産者　岩井　博之
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部